

2017

JAF公認準国内競技

CATERHAM CUP スーパーセブンレース



特別規則書 特別車輛規則

FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した
日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則に従って開催する。

2017年度開催日程

第2戦	4月9日(日)	ツインリンクもてぎ	SCCN
第3戦	9月24日(日)	筑波サーキット	SCCN
第4戦	11月19日(日)	筑波サーキット	SCCN

CATERHAM CUP SUPER SEVEN RACE

特別規定

第1条 目的

ケーターハムカップスーパーセブンレースは、ケーターハムによる一流のクラブマンレースを展開し、最高のマナーとモータースポーツの楽しさを参加者が探求することを目的とする。

第2条 運営

ケーターハムカップスーパーセブンレースは、セブンレーシングアソシエーション(SRA)の定めた役員により、参加者の受付、車輛に関する相談、広報活動等これを行う。

第3条 罰則(参加者資格の取り消し)

1. 各大会の品格を損なう迷惑行為、スポーツマンシップから逸脱した行為、言動があった場合。
2. 参加資格を満たさなかった場合、各規則を厳守しなかった場合。
3. 参加資格取り消しの場合、SRAの裁量によりそれまでの獲得ポイントも取り消される。

共通規定

第1条 大会

本シリーズは国際自動車連盟(FIA)のモータースポーツ競技規則、日本自動車連盟(JAF)国内競技規則、ケーターハムカップシリーズ規則、を厳守し、各レース大会特別規則に従って開催される。参加者全てはこれらの規則を厳守し、各オーガナイザー及び競技役員への指示に従う義務を負うものとする。

第2条 組織

ケーターハムカップスーパーセブンレースは、SRA統括のもと各オーガナイザーがJAF公認によるレースを組織し開催する

第3条 参加資格 :

以下のすべての条件に当てはまる者のみ参加が認められる。

1. 2016年有効なJAF国内競技運転免許証A所有者であること。
2. SRAが登録承認した者であること。
3. SRAの特別車輛規定に適合するケーターハムスーパーセブン所有者またはSRAの認めた者であること。

第4条 参加車輛(クラス分けについて)

1. **Rクラス:** 参加車輛はSRA公認の車輛規定に合致したケーターハムスーパーセブンで無ければならない。車輛。ゼッケンナンバーはシリーズを通してSRAに登録した番号を使用することを義務とする。
2. **Eクラス:** 参加車輛は**R500R・JPE・RE・SVC**等、SRA承認の車輛。安全規定その他は、今まで通りRクラスに準ずる。

第5条 参加申し込み

全ての大会参加申込は、申込期間中にSRA事務局に参加料を添えて行わなければならない。

セブンレーシングアソシエーション(SRA) Tel 03-3689-7377 fax 03-3689-7484

〒134-0088 東京都江戸川区南葛西3-24-2 株式会社 紀和商会内 SRA事務局

第6条 参加料及び保険料 :

参加料はSRAが各大会に基づき決定する。保険料はドライバーが900万円以上、ピット要員は400万円以上の当該レースに有効な保険に加入していなければならない。

第7条 レース

1. スタートの方式は各大会オーガナイザーの大会特別規則書による。
2. レース成立周回数は、5周とする。

第8条 ポイント

各大会により与えられるポイントは下記のとおりとする。シリーズ選手権ポイントの集計は獲得ポイントの合計とする。同ポイントは上位入賞を優位とする。更に同ポイントは最終順位優先。

1位	20	2位	15	3位	12	4位	10	5位	8	6位	6	完走	1
----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	---	----	---

特別車輛規定

第1条 参加車輛

参加車輛は、ケーターハム社が製作し、ケーターハム社の総代理店である、株式会社 紀和商会より販売されたレーシングセブン及びSRA認定のパーツを装着したケーター、ハムスーパーセブンに限られる。

第2条 安全規定

1. ロールケージ: FIA公認(ケーターハム純正パーツ)または、SRA認定(国内競技規則)の6点式ロールケージを備えていること。安全のための補助バーの追加は自由とする。
サイドプロテクター&バー: SRA認定のサイドプロテクター(金属パイプ入り)の装着を安全の為、義務付ける。サイドバー(ケーターハム純正パーツ)または、SRA認定のサイドプロテクター(金属パイプ入り)の装着を安全の

CATERHAM CUP SUPER SEVEN RACE

- 為、義務付ける。
2. 牽引位置表示はロールバー頂点30mm幅以上のマーク(黄色・赤・オレンジ)を付けること。
 3. 安全ベルト: 安全ベルトはワンタッチ式フルハーネスタイプとし、その材質、取付け方法などは付則「レース競技における安全ベルトに関する付則」に従うこと。また、衝突時の「サブマリン現象」防止の観点から「脚部ベルト」を追加した5点式以上の装備・装着を強く推奨する。
 4. 頭部及び頸部の保護装置(FHRシステム)を着用しなければならない。
 5. ブレーキ: 同一のペダルによって作動する二重回路。ペダルは通常、すべてのホイールに作動するものであること。制動装置のパイプに漏れもしくは欠陥が生じた場合でも、ペダルは少なくとも2つのホイールに作動しなければならない。量産車にこのシステムが取り付けられている場合は変更を必要としない。
ブレーキランプは、ブレーキペダルと連動しなければならない。
 6. 燃料タンク: 安全燃料タンクを使用する場合、JAFまたはFIA公認の安全燃料タンクの使用が義務付けられる。コレクタータンクを別に装着する場合は最大容量2ℓまでとする。
安全燃料タンク本体(ラバーブラダー)が、当初から耐火/耐浸透性のケース(コンテナ)に収納されていない場合、コンテナに収納してから車体に取り付けなければならない。コンテナは、厚さ1.0mm以上のスチール、または厚さ1.6mm以上のアルミニウム、あるいはそれらと同等以上の強度を有することを証明できる不燃/不浸透性の材質で作られており、ラバーブラダーに記載されている表示項目を判読できる窓または表示項目内容の証明書類を備えていなければならない。
摩擦や異物混入によるラバーブラダーの損傷を避けるため、コンテナとラバーブラダーとが密接にしていなければならない(付属品取り付け部を除く)、コンテナの内側に突起や鋭利な箇所があってはならない。コンテナの車体への取り付けは暫定的であってはならず、また、取り付けによりコンテナが変形するようことがあってはならない。参加車両については安全燃料タンクの装着を強く推奨する。
 7. 座席:頸部損傷を防止するため、ヘッドレストの装着が強く推奨される。2014年JAF国内競技車両規則第1編第4章第13条に従った運転席に交換してもよい。
助手席の取り外しは認められる。安全確保の観点より、FIA公認シート(8855/1999基準)もしくはケーターハムレスシートを取り付けを強く推奨する。
 8. 電装品及び補機: 燈火類は全て正常に作動しなくてはならない。ガラス製のライト類に無色透明の飛散防止対策を施さなければならない。バッテリーは車室内への移動は許されない。トランク内に設置する場合は完全に固定し、車室との間に完全な隔壁を設け、配線コード類は破損しないように対応しなければならない。
 9. フロアマット: フロアマットは取り外さなければならない。
 - 1 0. 内張: ドアの内張は除去できない。材質の変更は許される。
 - 1 1. タイヤ: タイヤはいかなる状態の時も地表以外のいかなる他の部分と接触してはならない。
 - 1 2. ウィンドシールド: 自由、但し取り外しは不可。
 - 1 3. ボンネット: ボンネットは外部から容易に開けられる構造になっていなければならない。また、走行中に冷却等のため浮かしたり、開けてはならない。
 - 1 4. 排気管: 全ての車両は、消音効果を有するマフラーを取り付けなければならない。その取り付け方法は、暫定的なものであってはならず、排気口は後方または側方に向かなければならない。また、燃料系統に対して十分な防護措置を講じなければならない。
 - ①後方へ向ける場合: 排気口の位置は、燃料タンクの後方で最大45cm、最低地上高10cmとし、出走状態の車両上面視で車両外縁から内側に10cm以内になければならない。
 - ②側方へ向ける場合: 排気口は、ホイールベースの中心線より後方になければならず、車体外側より突出してはならない。
 - ③その排気音量を90db(A)以下に規制する消音器を装着しなければならない。
 - 1 5. オイルキャッチ装置: オイルがコース上に流出することを防ぐため確実な装置を備えなければならない。その装置の取り付け方法は、針金やテープによる暫定的なものであってはならず、2000ccまでの車両は2リットル以上、2000cc以上の車両は3リットル以上の容量を有さなければならない。
 - 1 6. 車室: 車室はエンジンルーム、ガソリンタンク、オイルタンク、ギヤボックス、プロペラシャフト、バッテリー、配管の継ぎ目から安全に隔離されていなければならない。
 - 1 7. スイッチ: イグニッション及び燃料ポンプスイッチの位置が確認できるように黄色で明示すること。また、運転席及び車外から全ての回路を遮断することができる電気回路主開閉装置(メインスイッチ)を装備すること。その場所は外部から容易に確認できる位置とし、赤のスパークを青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。メインスイッチの取り付け場所は、フロントウィンドシールドより前方でかつハンドルと逆位置に取り付けることが望ましい。
 - 1 8. 消火装置: 粉末2.0kg以上の消火器を装備すること。
消火装置の点検日は、消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から2年以内とする。(消火剤の充填期日もしくは前回点検期日から2年を過ぎて使用してはならない。)但し、2年毎の点検を継続したとしても消火装置(消火器)製造者が定めた有効年数あるいは耐用年数を超えて使用することは出来ない。2年毎に製造者、製造者が指定した工場、あるいは代理店などの有資格者による点検を受けること。

CATERHAM CUP SUPER SEVEN RACE

外部が損傷している容器等機能/性能に影響を与えるおそれが有ると判断される場合には、装置を交換しなければならない。

- 1 9. 駐車ブレーキ: 正常に機能すること、但し変更は許される。
- 2 0. 配管及び配線: 全ての配管、配線は暫定的のものであってはならず、グロメット、コネクター、クラブなどを含め十分安全性の高いものでなければならない。
- 2 1. 安全でない車両: 改造及び付加物取り付けなどにより技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。
- 2 2. 最低重量: 最低車輛重量は、下記の通りとする。

ボグゾールレーシングセブン	520 Kg	Kレーシングセブン	480Kg
スーパーライト	470 Kg	SVコスワース	520Kg
SRA認定車	520 Kg		

この重量に満たない場合は、国際モータースポーツ競技規則付則J項252条2.2項に従い、パラストの搭載。これは競技前に申告され、SRAの封印を必要とする。

第3条 許される改造範囲

1. 原則として、本規定によって許されていない全ての変更は厳禁される。車両に対して行う部品の交換は、摩耗、事故によって損傷した場合のみ許される。交換できる部品は損傷した部品と全く同一の部品ののみが許される。許可される変更、付加物の制限については下記に規定される。
2. エンジン: エンジン及び補助類のどの部分に対しても手を加えることは、一切のバランス加工も含めて認められない又、本規定で認められていないいかなる部品の取り付け、及び取り外しも禁止とする。但し、ヒート対策部品その他は、SRAの検査承認を受けること。
 - ① エンジン本体及びECU(Kレーシング)イグナイター(VX)はシリーズ第1戦の車検時にSRAによって封印を施される。(封印の取り扱いはSRAの指示通りとする。)
 - ② ガソリンは、各サーキット及び通常販売の無鉛ガソリン以外の使用は認められない。
 - ③ エアフィルター&サーモスタットの取り外しは自由とする。
 - ④ オルタネーター&クーリングファンは取り外しはならない。
 - ⑤ ウォーターラジエーターは、取り付け位置の変更がなければ容量を変更できる。
3. パワートレイン、シャシー: パワートレイン及びシャシーは次の各号を除き改造してはならない。
 - ① トランスミッション、LSD: トランスミッション、LSDはケーターハム社純正部品以外使用できない。
 - ② クラッチ: カバー、クラッチ、スプリングの交換は許される。但し、取り付け方法の変更は許されない。
 - ③ ショックアブソーバー(スプリングを含む)は、取り付け、数量、作動原理を変えなければ自由とする。
 - ④ スタビライザーは純正を使用の事。取り外しは自由、但し取り付け位置その他の改造は不可。
 - ⑤ ブレーキ(ローター含む)の変更、改造は不可。但しブレーキパッドは自由とする。
 - ⑥ ステアリングホイールの変更は自由。但し、ステアリングホイールに切れ目があってはならない。スイッチやメーター等を装着する場合、それらは突起した形状(トルグスイッチ等)であってはならず、トルグスイッチ以外のスイッチやメーターを装着する場合は、ドライバー対面するステアリングホイールリムの全体で形成される平面よりもドライバーに近いところに位置してはならない。緩衝パッドの装着を推奨する。
 - ⑦ ホイール: ホイール系は、13吋プラス1吋までを限度とし、変更可、オフセットは自由とする。但し、Eクラスは13吋プラス2吋までを限度とする。
 - ⑧ レース使用タイヤは国産市販ラジアルタイヤを使用すること。但し、EクラスはAVON・ACB10使用可。
 - ⑨ ペダル類: 安全性、操作性を向上させる目的でペダルを変更することは許される。
4. 車体の外部及び内部: 次の各号を除き改造してはならない。
 - ① 車体の外観、形状の変更は不可。特に各寸法はその車両の生産時のディメンションとし各部いかなる場所も変更は不可。
 - ② ダッシュボード: 変更及び交換は許されるが、取り外しは許されない。
 - ③ フロントフェンダー: 参加車両は、安全の為、サイクルフェンダーに限られる。
 - ④ バックミラーは2個以上装着の事。
 - ⑤ メーター類: 取り外しはできないが、変更は可能とする。
 - ⑥ 補助的付加物: 補助的付加物の取り付け、取り外しは許される。(例: マッドガード、アンダーガード、ラジオ、エアコン、ヒーター等)

統一解釈

本規則は、改造・変更の範囲を最小限に抑え、平等な条件のもとに参加できることを目的に作られたものであり、FIA並びにJAF国内競技車輛規則および、当規則に規定されていない事項についてはすべて改造・変更が認められないものと解釈しなければならない。

特に、ケーターハム純正部品の解釈はすべて佛紀和商会の車輛デリバリー時に仕様(各部)に限るものとする。万が一疑義が生まれた場合は、SRA及び各競技会技術委員長の解釈をもって最終決定とする。

以上